

川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下、「法」という。）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年8月3日条例第24号）の趣旨に則り、川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が法第99条第1項の規定に基づき実施する埋蔵文化財緊急発掘調査（以下「発掘調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(市教委への依頼)

第2条 法第93条の規定により、文化財が埋蔵されている土地を発掘調査しようとする者（以下「事業者」という。）が市教委に当該発掘調査を依頼するときは、市教委に埋蔵文化財発掘調査実施依頼書（様式第1号、以下「第1号依頼書」という。）を提出しなければならない。

2 法第94条の規定により、事業者が市教委に当該発掘調査を依頼するときは、市教委に埋蔵文化財発掘調査実施依頼書（様式第2号、以下「第2号依頼書」という。）を提出しなければならない。

3 市教委は、第1号依頼書を受領したときは、当該発掘調査に係る必要な事項について、依頼者と速やかに協議を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査実施承諾書（様式第3号、以下「第3号承諾書」という。）を交付するものとする。

4 市教委は、第2号依頼書を受領したときは、当該発掘調査に係る必要な事項について、依頼者と速やかに協議を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査実施承諾書（様式第4号）を交付するものとする。

(対象)

第3条 前条の規定により、市教委が事業者の依頼を受けて実施する発掘調査の対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 川崎市が主体となって実施する事業

(2) 法第93条の規定に基づき事業者が実施する事業のうち、公益性が高いと認められる次の事業

ア 電力

イ ガス

ウ 鉄道

エ 通信

オ 医療（総合病院等）

カ 上記に掲げる事業以外で、教育長が特に認めた事業

(3) 「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定。以下「補助要項」という。）第3項に定められた事業であって、「埋蔵文化財関係補助事業の遂行にかかわる留意事項」（平成18年5月31日文化庁記念物課埋蔵文化財部門）に規定する以下の事業に伴う発掘調査

ア 事業者が個人であり、専らその個人が居住するための住宅建設事業

イ 農業基盤整備事業及びその関連事業

- ウ 組合施行の土地区画整理事業
- エ 個人による農地改良及び農地造成事業
- オ 零細なため費用負担を求めることが困難と判断される事業者の開発事業
- カ 自然崩壊のおそれがある場合

(4) 前3号に掲げるもの以外で、教育長が特に認めた事業

(覚書)

第4条 市教委は、第2条第3項に基づく第3号承諾書を交付した後、第3条第3号ア、エ、カ及びオのうち事業者が個人の場合を除き、当該発掘調査に係る覚書(様式第5号)を交わさなければならない。

(経費の負担等)

第5条 第3条第1号及び第2号に基づく発掘調査に係る経費については、事業者の負担とする。ただし、第3条第3号に掲げるものについては、補助要項第4項に規定する経費に準じ、市教委が全部もしくは一部負担することができる。

- (1) 第3条第3号アに係る発掘調査経費の全部
- (2) 第3条第3号イに係る発掘調査経費のうちの農家負担分
- (3) 第3条第3号ウに係る発掘調査経費のうちの個人換地分の一部(公共用地、民間開発業者換地分を除く個人換地分の20%)
- (4) 第3条第3号エに係る発掘調査経費の全部
- (5) 第3条第3号オに係る発掘調査のうち、事業者が個人であり、発掘調査面積が100㎡以下の場合の全部
- (6) 第3条第3号オに係る発掘調査のうち、個人住宅兼店舗等の建設に伴う発掘調査に係る経費の一部(店舗等部分と個人住宅部分の延床面積比により発掘調査経費を按分し、そのうちの個人住宅建設に伴う経費)
- (7) 第3条第3号カに係る発掘調査経費の全部
- (8) 第3条第4号に係る発掘調査のうち、教育長が発掘調査経費を免除する必要があると特に認めたもの

2 前項の経費の額は、発掘調査に直接要する経費(報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、委託料)を合計した額とし、その積算は、神奈川県教育委員会が策定した「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の調査基準」(平成23年3月23日最終改正)及び「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の積算基準」(平成23年3月23日最終改正)等に基づき市教委が実施するものとする。

(発掘調査経費の支払い)

第6条 事業者は、次のとおり、市教委に発掘調査経費を支払うものとする。

- (1) 第3条第1号に係る事業者
 - ア 発掘調査経費は、埋蔵文化財発掘調査実施承諾書に定めた額とする
 - イ 発掘調査経費は、市教委が事業所管局区等の長あてに提出する埋蔵文化財緊急発掘調

査経費配当替依頼書（様式第6号）に基づき、市教委に配当替を行うものとする

(2) 第3条第2号に係る事業者

ア 発掘調査経費は第4条の覚書で定めた額とする

イ 発掘調査経費は、発掘調査完了後、市教委が交付する発掘調査経費精算報告書（様式第7号、以下「精算報告書」という。）に基づき、支払うものとする

ウ 発掘調査が複数年度にまたがる場合は、市教委が実施年度ごとに交付する精算報告書に基づき、当該年度ごとに支払うものとする

(3) 第3条第3号イに係る事業者

ア 発掘調査経費は第4条の覚書で定めた額とする

イ 発掘調査経費は、市教委が積算した発掘調査経費のうち、第5条第2号に係る市教委負担分を除いた額を、発掘調査完了後、市教委が交付する精算報告書に基づき、支払うものとする

ウ 発掘調査が複数年度にまたがる場合は、市教委が実施年度ごとに交付する精算報告書に基づき、当該年度ごとに支払うものとする

(4) 第3条第3号ウに係る事業者

ア 発掘調査経費は第4条の覚書で定めた額とする

イ 発掘調査経費は、市教委が積算した発掘調査経費のうち、第5条第3号に係る市教委負担分を除いた額を、発掘調査完了後、市教委が交付する精算報告書に基づき、支払うものとする

ウ 発掘調査が複数年度にまたがる場合は、市教委が実施年度ごとに交付する精算報告書に基づき、当該年度ごとに支払うものとする

(5) 第3条第3号オに係る事業者

ア 発掘調査経費は第4条の覚書で定めた額とする

イ 発掘調査経費は、市教委が積算した発掘調査経費のうち、第5条第5号に係る市教委負担分を除いた額を、発掘調査完了後、市教委が交付する精算報告書に基づき、支払うものとする

ウ 発掘調査が複数年度にまたがる場合は、市教委が実施年度ごとに交付する精算報告書に基づき、当該年度ごとに支払うものとする

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査の実施等について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

（あて先）川崎市教育委員会教育長

（依頼者）

住 所

氏 名

⑨

埋蔵文化財発掘調査実施依頼書

平成__年__月__日付けで文化財保護法第 93 条の届出を提出し、平成__年__月__日付け__川教
文第__号で川崎市教育委員会より発掘調査指示を受けた次の（土地所有者名）所有地につ
いて、川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱第 2 条第 1 項の規定に基づき、川崎市教育委員会が埋
蔵文化財発掘調査を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 所 有 地 川崎市 区

2 遺 跡 名 遺跡（ 区No. [旧川崎市遺跡番号 -]）

3 遺跡の種類

4 工事の概要

5 事業予定時期

6 添付書類 （1）川崎市教育委員会からの土木工事等の通知（写）
（2）代理人を立てる場合は委任状（別紙 1・2）
（3）土地所有者の発掘承諾書（別紙 3）

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）教 育 長

（依頼者）

住 所

氏 名

⑩

埋蔵文化財発掘調査実施依頼書

平成__年__月__日付けで文化財保護法第 94 条の通知を提出し、平成__年__月__日付け__文遺第__号で神奈川県教育委員会より発掘調査指示を受けた下記の事業予定地について、川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会が埋蔵文化財発掘調査を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 事業予定地 川崎市 区

2 遺 跡 名 遺跡（ 区No. [旧川崎市遺跡番号 -]）

3 遺跡の種類

4 事業の概要

5 事業予定時期

6 添付書類 (1) 神奈川県教育委員会からの土木工事等の通知（写）
(2) 土地所有者の発掘承諾書（別紙 3）※市有地ではない場合

（あて先）事業者

（川崎市教育委員会）

埋蔵文化財発掘調査実施承諾書

平成__年__月__日付けで依頼のありました下記の（土地所有者名）所有地における埋蔵文化財の発掘調査については、川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱第3条第__号の発掘調査に該当すると判断されることから、川崎市教育委員会が埋蔵文化財の発掘調査を実施することを承諾します。

記

1 所有地 川崎市 区

2 遺跡名 遺跡（ 区No. [旧川崎市遺跡番号 -]）

3 遺跡の種類

4 工事の概要

5 事業面積 m²

6 添付書類 (1) _____遺跡発掘調査積算書
(2) _____遺跡発掘調査実施範囲図

年 月 日

（あて先）事業局区長

（教育委員会）

埋蔵文化財発掘調査実施承諾書

平成__年__月__日付けで依頼のありました下記の事業予定地における埋蔵文化財の発掘調査については、川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱第3条第1号の発掘調査に該当すると判断されることから、教育委員会が埋蔵文化財の発掘調査を実施することを承諾します。

なお、発掘調査により、本市の歴史を解明する上で重要な資料等が発見された場合には、その取扱い等を含め、別途協議いたします。

記

1 所有地 川崎市 区

2 遺跡名 遺跡（ 区No. [旧川崎市遺跡番号 -]）

3 遺跡の種類

4 工事の概要

5 事業面積 m²

6 発掘調査実施期間 年 月 日～ 年 月 日（予定）

7 発掘調査経費 円

8 添付書類 (1) _____ 遺跡発掘調査積算書
(2) _____ 遺跡発掘調査実施範囲図

様式第5号（第4条関係）

_____ 遺跡埋蔵文化財発掘調査等に係る覚書

_____（以下「甲」という。）と川崎市教育委員会（以下「乙」という。）は、_____ 遺跡埋蔵文化財発掘調査等に係る事項について、川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が実施する事業地内において、埋蔵文化財発掘調査の実施方法及び取扱い等について定める。

（調査実施範囲）

第2条 発掘調査の実施範囲は、乙が甲に対して提示した発掘調査実施範囲（別添図）とする。

（調査内容）

第3条 乙が実施する発掘調査の内容は、現地調査作業、出土品等整理作業、保存処理作業、調査報告書刊行作業とする。

（調査期間）

第4条 乙は、平成__年__月__日に前条調査実施範囲における発掘調査を開始し、平成○年○月○日までに現地調査作業を終了するものとする。

ただし、天候不順等のやむを得ない理由が生じた場合は、現地調査作業を終了するまでの期間を延長することができる。

2 発掘調査は、当該発掘調査の報告書刊行をもって完了するものとする。

（調査経費）

第5条 発掘調査に要する経費は、実施要綱第5条第2項に基づき乙が積算するものとする。

2 前項の費用のうち、甲が負担する経費は_____円とする。ただし、やむを得ない理由が生じた場合は、甲乙協議の上、負担額を変更することができる。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条に定める負担額のうち、実施要綱第6条第__号に基づき乙が交付する発掘調査経費精算報告書（以下「精算報告書」という。）に記載された発掘調査経費の額を、精算報告日から30日以内に乙に対して支払わなければならない。

【※発掘調査が複数年度にまたがる場合】

第6条 発掘調査は平成__年度から__年度にまたがり実施するものであることから、甲は、前条に定める負担額のうち、実施要綱第6条第__号ウに基づき当該年度ごとに乙が交付する精算報告書に記載された発掘調査経費の額を、精算報告日から30日以内に乙に対して支払わなけれ

ばならない。

(出土品の取扱い)

第7条 発掘された出土品については、「遺失物法」(明治32年法律第87号)及び「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)等の規定する手続きを経たのち、乙が必要であると判断した場合、甲に代わって保存の処置等を講じるものとする。

2 甲は、出土品について、文化財保護法の趣旨に鑑み、乙にその処置を委ね、権利を放棄する。

3 発掘調査記録類等の成果品については、乙に帰属するものとする。

(報告書の刊行)

第8条 発掘調査の報告書は、乙が作成し、刊行するものとする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議の上で決定する。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成__年__月__日

甲 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者名)

㊞

乙 川崎市川崎区宮本町6番地

川崎市教育委員会

㊞

様式第6号（第5条第1号関係）

__川教文第__号
平成__年__月__日

（事業所管局等の長）

（教育委員会）

埋蔵文化財緊急発掘調査経費配当替依頼書

このことについて、平成__年__月__日付け__川教文第__号で承諾した____遺跡埋蔵文化財発掘調査につきましては、教育委員会が発掘調査を実施いたしますので、川崎市埋蔵文化財発掘調査実施要綱第6条第1号イに基づき、下記の発掘調査経費を教育委員会に配当替をしていただけますようお願いいたします。

1 事業名

2 発掘調査名

3 発掘調査場所

4 発掘調査期間

5 発掘調査経費

円

教育委員会文化財課 ____担当
内線

（事業者）

（川崎市教育委員会）

発掘調査経費精算報告書

このことについて、教育委員会が実施した_____遺跡埋蔵文化財緊急発掘調査が終了し、下記のとおり清算しましたので、川崎市埋蔵文化財掘調査実施要綱第6条第__号に基づき、報告します。

1 発掘調査名

2 発掘調査場所

3 発掘調査期間

4 精算金額 円

5 添付書類 (1) _____遺跡発掘調査精算内訳書

(2) _____遺跡発掘調査報告書

（※複数年度にまたがる場合は、最終年度のみ添付）

川崎市教育委員会文化財課 ____担当

電話：044-200-3306

FAX：044-200-3756

別紙1（第2条第1項関係 [第3条第3号ア・エ・カの事業を除く]）

委 任 状

(代理人)

住 所

氏 名

㊟

連絡先電話番号

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 発掘調査に係る協議
- 2 発掘調査等に係る覚書の締結
- 3 発掘調査経費の納入
- 4 発掘調査期間中の協議

平成__年__月__日

住 所

氏 名

㊟

※印鑑証明書添付

連絡先電話番号

別紙2（第3条第3号ア・エ・カの場合）

委 任 状

（代理人）

住 所

氏 名

㊞

連絡先電話番号

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 発掘調査に係る協議
- 2 発掘調査実施依頼書の提出
- 3 発掘調査期間中の協議

平成__年__月__日

住 所

氏 名

㊞

※印鑑証明書添付

連絡先電話番号

発掘調査承諾書

平成__年__月__日

川崎市教育委員会教育長 様

(土地の所有者)

住 所

氏 名

Ⓜ

下記の私所有地において、川崎市教育委員会が文化財保護法第 99 条に基づく埋蔵文化財の発掘調査を実施することについては、これを承諾します。

なお、当該発掘調査による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職にその処置を委ね、権利を放棄します。

記

- 1 所有地（地番） 川崎市__区_____
- 2 所有地の面積 m^2
- 3 発掘調査承諾期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで

以上

